

高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議（第1回）

1. 日時

令和6年3月14日（木曜日）14時00分～16時00分

2. 場所

文部科学省東館3階16F1会議室 ※WEB会議

3. 議題

- ・高等教育の修学支援新制度の現状について

4. 出席者

【委員】

福原座長，市原委員，田名部委員，仁科委員，室橋委員，両角委員，吉岡委員

【文部科学省】

池田高等教育局長，西條大臣官房審議官（高等教育担当），

吉田学生支援課長，今村高等教育修学支援室長，石橋生涯学習推進課長，

中安専修学校教育振興室長 他

5. 議事録

【事務局】 それでは定刻となりましたので，ただいまより高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議を開催いたします。

はじめに，本日の配付資料でございますが，議事次第に記載のとおり5種類の資料がございます。

次に，この会議の委員の皆様を御紹介いたします。資料1をおめくりいただいて，別紙に名簿がございます。この順に御紹介させていただきます。

まず，市原康雄委員です。よろしくお願いいたします。

続きまして，田名部智之委員です。

【田名部委員】 お願いします。

【事務局】 よろしくお願いいたします。

仁科弘重委員です。

【仁科委員】 仁科です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 福原紀彦委員です。福原委員には本会議の座長をあらかじめお願いしております。よろしくお願いいたします。

【福原座長】 はい。

【事務局】 室橋祐貴委員です。

【室橋委員】 よろしくお願います。

【事務局】 よろしくお願いいたします。

両角亜希子委員です。

【両角委員】 よろしくお願いいたします。

【事務局】 最後に、吉岡知哉委員です。

【吉岡委員】 吉岡です。よろしくお願います。

【事務局】 よろしくお願いいたします。

以後の議事進行は、福原座長にお願いいたします。

【福原座長】 かしこまりました。先ほど御紹介賜りましたように、本検討会議の座長を務めさせていただき福原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事の公開等につきまして、了解を取りたいと存じます。資料2の案につきまして、あらかじめ委員の皆様方には事前にお諮りをして御了解を頂いているということでございますが、改めましてこの場で御異議なしということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【福原座長】 本会議は原則として公開、また、配付資料及び議事録も公開とすることで、皆様方は意義がないということを確認させていただきました。では、資料2のとおり定めることといたしたいと思えます。

それでは、これよりYouTubeによるリアルタイム配信での公開をいたします。

【事務局】 ありがとうございます。会議の公開にあたりまして、1点御連絡でございます。通常、文科省等が行います有識者会議等会議の場に報道等が来る場合、頭撮りと言って写真撮影をすることがございますが、今回、会議室には報道等が来ておりません。オンラインでの傍聴のみとしております関係から、会議の公開後、最初の1分程度、ライブ配信

の動画をスクリーンショットで撮ることで撮影といたしますので、その点を御了承ください。

それでは、事務局、配信をお願いいたします。

(YouTube配信開始)

【事務局】 傍聴の報道関係の方に注意事項をお伝えいたします。オンライン傍聴をされている報道機関の方におかれましては、配信映像を利用されたい場合、ただいまの時間から約1分間、スクリーンショット等の撮影を行ってください。それをもって冒頭撮りに代えさせていただきます。今から1分間です。お願いいたします。

では、スクリーンショット等の撮影時間をここまでといたしますので、これ以降の撮影はお控えください。

【福原座長】 それでは、ここからリアルタイム配信で会議を公開いたします。私は本検討会議の座長を務めさせていただき福原でございます。会議の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

もう皆様御承知のとおり、高等教育の修学支援新制度というのは、令和元年5月10日に成立いたしました「大学等における修学支援に関する法律」に基づきまして、授業料等の減免、給付型奨学金の支給を支援内容といたしまして、制度趣旨に照らした各種の要件のもとに令和2年4月1日より実施されております。後ほど詳細な御報告があるかと存じますが、この結果、大学進学率の向上等によりまして、高等教育へのアクセスを促進する効果を徐々に上げてきておるところでございます。

そして、前回のこの検討会議での御議論を踏まえまして、本年令和6年4月からは、多子世帯や理工系の学生たちの中間層世帯に対する支援を拡大するところがございますけれども、さらにこの時期、本会議におきまして、令和5年12月22日閣議決定の「こども未来戦略」を踏まえて、高等教育の修学支援新制度における学業要件等の見直しについて、公開を原則として検討を行うものでございます。

さて、その時代と社会の諸状況を踏まえますと、とりわけ著しく少子化の進む社会を見据えまして、各種の制度改善が積み重ねられておりまして、今後も様々な条件の制約があるとは存じますが、この歩みが進むことが期待されております。国の法律に基づく、こういった当該施策というのは、そのほかに自治体や個別教育機関、また、諸団体による修学支援と相まって、連携して、また、そういった様々な取組を先導しながら、社会のリソースを次世代の学びと知の想像のために結集をして、我が国の知識基盤社会と人類の持

続可能性を担保するという役割の大きな柱であるということが言えるわけでございます。

今回、多くの国民の皆様のご関心と耳目を集めて、ここに各界の有識者の方々と議論を行うということでもあります。この意義深いテーマの下で議論を交わす機会を得たことにつきましては、私自身も大変光栄に存じているところであります。こういった制度設計の実現を目指して、具体的な議論をする場合におきましても、ここの議論で終結するわけではない、今後更なる制度の発展に向けた指針とか、あるいは向かっていく方向性、ベクトルといったものが見出されていくことを期待したいと存じております。座長として多くの御意見を丁寧承ってまいりたいと存じますので、どうぞよろしく御協力の程をお願い申し上げます。第1回会議の冒頭にあたりまして、御挨拶をさせていただきました。

それでは、続きまして、事務局を代表して本日御出席の池田高等教育局長より御挨拶を頂きます。よろしくお願ひいたします。

【池田高等教育局長】 御紹介いただきました、文部科学省の高等教育局長の池田でございます。本日はお忙しい中、この検討会議に御出席を頂きまして、どうもありがとうございます。座長の福原先生をはじめ、4人の先生方におきましては、令和4年度の検討会議から引き続き御参画いただいております。また、今回新たに3人の先生方に、委員に御就任いただきました。改めてこの場をお借りして感謝を申し上げます。

さて、この検討会議のテーマであります「高等教育の修学支援新制度」につきましては、令和2年度からスタートしております。真に支援が必要な低所得世帯の学生などに授業料等の減免と給付型奨学金の支給を併せて実施するという、この新制度でございまして、令和4年度は、約34万人の方に支援を行いまして、住民税非課税世帯の進学率も今日この後御説明があるかと思っておりますけれども、向上している状況が伺っております。

また、高等教育費の負担軽減につきましては、非常に重要かつ喫緊の課題でありまして、昨年12月に閣議決定された「こども未来戦略会議」におきましても、令和6年度から多子世帯及び理工農系の中間層への拡大もスタートが迫っておりますけれども、この令和6年度からの取組を第1弾といたしますと、第2弾として、令和7年度から子供3人以上を扶養している多子世帯の学生等について、大学などの授業料入学金を無償化するという取組もございます。この第1弾、第2弾の状況も踏まえて、さらにその先、第3弾とも言うべき部分を検討することが、「こども未来戦略会議」に位置づけられておりまして、私どもとしてもこうした取組をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

そのため、この検討会議では、「こども未来戦略」を踏まえて、多子世帯無償化に伴う、

対象学生に係る学業要件の見直しなどについて、専門的な観点から御検討いただきたいと思っております。そして、6月まで時間が限られておりますけれども、6月を目途として取りまとめを頂ければと考えております。委員の皆様方から忌憚のない御意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【福原座長】 ありがとうございます。私の御挨拶でも触れさせていただきましたし、今、局長から改めて当検討会議の設置の趣旨についてお話を頂きました。

それでは、本日は第1回の会合でございますので、その進め方といたしましては、まず、この高等教育の修学支援新制度の現状、それから、新制度の成果や、学生等の学習状況につきまして、調査いただいたところを踏まえて、認識を共有することから始めさせていただきます。その後、当検討会議は限られた機会かと思っておりますけれども、論点として、こういった点について中心に議論したらどうかという御提案を頂いて、皆様の御意見も頂きたいと思っております。

そして、本日第1回でございますので、できるだけ皆様方のお立場から自由に御意見を賜り、時間いっぱいお話を頂いて、第2回の審議に備えていきたいと考えております。本日は第1回ということで、そのようなことで進めさせていただきますので、よろしく御承知おきください。

まず、検討を進めるにあたりまして、高等教育の修学支援新制度の現状と、新制度の成果、また、学生等の学習状況につきまして、事務局より現状の御報告をお願いいたします。よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局より御説明いたします。この検討会議の議論のテーマである、学業要件の見直しを皆さんに御議論いただくにあたりまして、前提となる現状の説明等をいたします。

資料3の1ページを御覧ください。まず、修学支援新制度は給付型の支援であります。その説明に入る前に、そもそも今、日本の学部段階の学生はどのような経済的支援を受けているのか、その全体像を御説明いたします。

資料の上半分が、在学中の支援の内容です。黄色、黄緑、グリーンで表現しておりますが、それぞれの学生の御家庭の年収の目安を横軸に取りまして、低所得世帯に対しては黄色で表現しております給付型の修学支援新制度、給付型奨学金と授業料減免をセットで支援しております。そのような制度が令和2年から始まっております。この詳細は後ほど御説明いたします。そのほか、長らく行われてきた貸与型の奨学金、無利子のものと有利子の

ものがそれぞれございます。

下半分は、卒業後の返還支援について幾つか挙げております。いろいろあるのですが、特に近年始まって注目されておりますのが、下2つ、御覧ください。まず、自治体による地方の企業に就職する場合、Iターン、Jターン、Uターンの場合に、自治体が学生が借りていた奨学金の返還を支援するものが始まっております。それから、一番最後の青で書いておりますのは、企業が従業員として採用したその者に代わって返還を行う、代理返還という制度も始めておるところです。

以上が、1枚目でございます。

次の2ページを御覧ください。「高等教育の修学支援新制度について」でございます。これは令和2年から始まったもので、その前の年の消費税が8%から10%に引き上げられましたが、その貴重な消費税財源を活用することから少子化対策として始まったものでございます。

一番上の赤い四角の中を御覧ください。支援対象となる学校種は、大学・短大・高専・専門学校と、18歳で高校卒業後進学する学校種は網羅しております。

支援内容は、授業料の減免と、給付型奨学金の2つを併せて行います。

対象となる学生は、住民税非課税世帯に対しては、高等教育無償と言える内容の支援を行い、それに準ずる世帯に対しては段階的に支援を行っております。今申し上げた段階的な支援というのを絵で表現したのが右側の階段状のもので、これも横軸に家庭の年収目安を示しておりますが、一番左側の住民税非課税世帯には、国で設定している満額の支給をし、年収に応じて3分の2、3分の1と、段階的な支援を行ってまいりました。この令和6年4月からは、新たに4番目の区分を設けまして、4番目の区分は年収600万程度までで、かつ、お子さんが多くいらっしゃる多子世帯、または私立の理工農系の場合には、ここの絵で示した水準の支援を行うことといたしました。

なお、上限額と申しましたが、左側でございますように、オレンジの給付型奨学金の枠、青の授業料減免の枠の中に、細かな数字がいろいろございますが、これはその学生が通う学校が大学なのか短大なのかといった学校種ごと、国公立なのか私立なのかという設置者ごと、それから、通うのが自宅なのか自宅外なのかといった様々な条件でそれぞれ細かく設定をしております。最高額は、私立の大学に自宅外から通う場合で、授業料減免、給付型奨学金を併せて年間160万円程度の支援となっております。

3ページを御覧ください。この修学支援新制度は、受ける学生の個人の要件、それから、

その所属する大学の要件，機関の要件，個人要件と機関要件がございます。

まず，個人の要件の中でも学業成績の要件については，この検討会議の中心的なテーマでございますので，詳細を御説明いたします。

一番上の2つ，白丸を書いておりますが，この制度が学生にしっかり大学等で学んでいただいて，社会に出て活躍していただくというのが大きな目標でございますので，採用の段階，高校在学時が主ですが，その段階では成績だけで否定的な判断はいたしません。仮に成績が低調であったとしても，意欲が確認できれば採用をいたします。その上で，大学への進学後は，学習状況について厳しい要件を課し，これに満たない場合は支援を打ち切ることでございます。

学業成績の基準は大きく3つございます。まず，一番上が「廃止（支援打ち切り）」でございます。これは，学業成績の状況は，4年制大学の場合は，毎年度，年度末に判定いたします。短大や専門学校では半年ごとに判定をいたしますが，その時点で支援打ち切りの4つの条件がございます。このいずれかに該当する場合は，それ以上奨学金や授業料減免を受けられなくなります。

1つ目が，修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。留年が決定した場合，その時点で打ち切りです。

続いて2点目が，単位数に着目したもので，標準単位数の5割以下である場合は，打ち切りです。

3つ目が，出席率でございます。出席率が5割以下であることなどの学習意欲が著しく低い状況であると大学等が判断した場合は打ち切りとなります。

4番目が，この後御説明します「警告」で，今申し上げた単位数とか出席率がもう少し緩い条件のもので設定しておりますが，その警告に2回連続で該当した場合は打ち切りです。

その下，「停止」を一旦飛ばしまして，「警告」でございます。サッカーに例えるならば，「廃止」がレッドカードで，「警告」がイエローカードと言えようかと思いますが，このイエローカードは，まず，修得した単位数についてはレッドカードが5割とっていたものが6割です。2ポツを飛ばして，出席率に関しては5割と言っていたものが8割以下となっております。「警告」の2つ目が，学業成績に関するもので，GPA等が学生が所属する学部等における下位4分の1になった場合は，「警告」となります。相対評価で2回連続下位4分の1になってしまうと「廃止（打ち切り）」ということなのです。

ただ，この相対評価だけで評価するのが果たして適切なのか。この制度の目的が，しっ

かり学んでもらって社会で活躍してもらおうということもありますので、打ち切りとしておったのですが、令和5年より真ん中の「停止」という要件を追加しております。これは、2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の警告がGPA下位4分の1の場合のみであった場合は、一旦「停止」として、その後、成績が良くなれば支援を再開するという仕組みとしております。

これに加えまして、特例を大きく2点、資料の一番下に赤い四角、青い四角で記載しております。

まず、左下ですが、災害や病気などやむを得ない事由がある場合は、「廃止」や「警告」にはいたしておりません。

それから、右下を御覧ください。特例がもう2点ございまして、GPA下位4分の1という者について、特定の場合には「警告」を適用しないこととしております。まず、特例②、「教育課程の特性」とありますが、これは読み上げてもなかなか分かりにくいかと思います。

「学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合」。これは私たちが作っておいて本当に分かりにくくて恐縮なのですが、これはこの制度が何度も申し上げているとおり、社会に出て活躍してもらおうというところにございまして、その学科やコースが国家資格などと密接に関連している場合、その学科コースのグループの中で相対的に低い成績であったとしても、そこを修了・卒業すれば十分に国家資格を取得できるといったことが見込まれる場合は、学校の判断でGPA等の相対評価は用いないという特例にしております。

最後の特例として、児童養護施設の入所者については、GPA下位4分の1という「警告」要件は該当しないこととしております。

以上が個人の学業要件でございました。

4ページを御覧ください。個人の要件のほか、学生が学ぶ学校にも一定の条件を求めています。それは、この制度は、しっかり学んでもらう、社会で活躍してもらおうということがございますので、上半分が教育に関する要件で、例えば、1ポツにあるように、実務経験のある教員、実務家教員が一定数配置されていることなどの要件を求めています。

それから、下半分は、学校等の経営に関する要件です。経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないように要件を設定しておりますし、学生がその学校に行って、仮に運営状況の継続が難しくなると、結果として不利益を被るため、このよう

な条件を課しております。これは令和6年度から見直しをして厳格化することとしております。大きく2つに分かれておりまして、経常収支差額など財務諸表から確認できる内容の条件と、ローマ数字の2ポツにありますように、収容定員に着目した条件から構成されております。

次の5ページを御覧ください。修学支援新制度は令和2年に始まりまして、約4年間運用してまいりましたが、この間も必要に応じて見直しを図ってきたところです。令和2年にスタートして、その翌年令和3年度、さらに翌年4年度には、「ひとり親控除」ですとか、早生まれの学生の収入の算定方法を見直すこととしました。また、当初は予定しておりませんでした。家庭内暴力、虐待等によって保護者の下から避難した学生については、収入が少ない、本人だけの収入で見て、随時採用するといった運用の工夫を行っております。令和5年は、先ほど御説明した「警告」要件の緩和、つまり「停止」というものを設けて、一旦お休みで、良い成績を上げられたら再開するということを始めました。令和6年、7年と、対象自体を拡大することを決定しておりまして、令和6年に中間層への拡大、7年からは多子世帯の無償化を行うことといたしました。この多子世帯の無償化について、この後御説明いたします。

6ページでございます。「こども未来戦略」という、12月に閣議決定いたしました、政府として今後の少子化対策の方針を示した文書がございます。この抜粋でございます。中ほどに赤い文字で強調しておりますが、「授業料等減免及び給付型奨学金について」というところから始まる文章です。これの特に2行目の右端から御覧ください。2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることといたしました。その際、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化すると、政府としては決定いたしまして、これを受けまして、皆さんに具体的な学業要件をどう見直すかということをお議論いただきたいということでございます。

7ページを御覧ください。多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化を絵で示したものでございます。内容については、中ほどの水色の四角の中に記載しております。多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化（所得制限なし）。最初の項目で書いておりますのは、現在の修学支援新制度を踏襲しまして、大学・短大・高専・専門学校が対象でございます。その際、所得制限は設けず、授業料と入学金を無償とする。ただ、この無償というのは、これも今行っている制度と同様で、上限額を設けまして、大学の場合は国公立約54万円、私立は70万円までの支援でございます。令和7年度、2025年度から実施をし、多子世帯につい

ては、この検討会議で御議論いただきまして令和6年度から始める多子世帯支援と同じ考え方で、扶養される子供が3人以上の世帯で、扶養する子供が3人以上いる間は、第1子から無償の対象となります。似た制度として、児童手当は3番目以降の子供に加算しておりますが、この制度においては一番目の子から対象といたしました。

続いて8ページでございます。この3人以上扶養している間は1人目から支援することの意味をもう少し分かりやすく説明したいと思ひまして、このような絵を作りました。下半分の絵を御覧いただきまして、これは大きく3つの家庭を表現しております。左端がお子さんが1人の家庭、真ん中がお子さんが2人、右端が3人いらっしゃる場合です。水色で表現しておるのは、各家庭の負担する教育費でして、子供が1人や2人の世帯は、1人や2人分を御家庭で負担いただく。子供が3人いた場合、3人扶養している間は、その間は1人目から支援することで、第一子は確実に支援対象となり、2番目のお子さんも第一子と年齢が近く、同時に扶養されていれば、その間は授業料等の支援が行われます。この結果、各家庭が負担する教育費、大学等の授業料は、最大でも2人分までということになり、3人いれば全員が無償になるというわけではございませんが、実際、お子さんが1人や2人の御家庭と支援の差が大きくなり過ぎないように設計といたしました。この子供が3人以上扶養するという事に着目いたしましたのは、国がやっているアンケートと統計調査では、夫婦の予定の子供の数が、理想とする子供の数より少ないという御家庭において、どうしてそのようなことになっているのかと理由を聞くと、「教育や子育てにお金がかかり過ぎるから」というのが理由の第1位となっています。これが、理想が3人以上の御家庭ほど、そのような傾向が顕著であるということで、この制度を導入することで、もし教育費が理由で3人目以降のお子さんを断念しているのであれば、その障壁を取り除いて、なるべく後押しをしたいという考えで、このような制度といたしました。

以上が資料の3でございます。

続いて、資料4を御覧ください。この制度を始めて4年となりますが、成果が見えつつありますので、その御紹介と、今の大学生の学習状況について御説明いたします。

資料4の1ページ目が、進学率につきまして、住民税非課税世帯の進学率というのを毎年推計をして、我々は公表しておりました。これまで公表している数字は、中ほどの灰色で表現している51、54、57という数字を公表しておったところです。

しかしながら、この推計が修学支援新制度を利用している学生だけを念頭に置いて推計をしておりまして、一定程度、国の支援を受けず、例えば、民間の支援を受けるなど、修

学支援新制度を受けていないで大学に進学している学生も一定割合いらっしゃることから、このたび、各高校に抽出調査をして聞きまして、実績と言いますか、500枚の抽出の状況として出したのが、69%という数字でございます。ちなみに、高校段階におきましては、生活保護世帯や住民税非課税世帯を対象にした給付型の支援が行われています。「高校生等奨学給付金」という名称で、奨学金のような仕組みが行われております。それを受給していた高3生は、卒業後、どのような進路を選択されましたかというのを、500校に確認した結果が、この69%という数字でして、右上に全世帯の進学率を参考まで載せております。84%ということで、かつては4割程度と低い水準だった非課税世帯の進学率が、7割近くと大分上昇しており、一定の成果が上がっているのではないかと考えております。

続いて2ページ目は、新制度を受けている学生の最終学年、大学であれば4年生時点で、「奨学金を受けてきてどうでしたか」といったアンケートをしております。左上、「役に立ちましたか」という質問に対して、「学業を継続できた」とか、「家計の負担を軽減できた」といった回答が多くなっております。右上は、進学したことの意味として、「専門的な知識や技術を身につけることができた」、「やりたい仕事に就くための資格や技術を身につけることができた」といった回答が多くなっております。左下は、勉学への取組状況で、濃い青色の「かなり熱心に取り組んだ」、その下の「ある程度、熱心に取り組んだ」と合わせると、9割を超えている状況です。それから、卒業後の進路につきまして、右下に円グラフを載せておりますが、これは学校段階ごとに分けたものをその次のページで用意しておりますので、そちらを御覧ください。

3ページです。本日は大学を1つの例として御説明いたしますが、これは給付型奨学金を受給している学生の10月時点で聞いております。卒業後の進路について、「就職する」、「起業する」、「(大学院等へ) 進学する」という上3つを合わせますと、10月時点で、右側に赤字で記していますように、約75%が進路が決まっている。ただ、この75が高いのか、低いのか、評価が難しいことから、一般の学生で出ているものとしては、「就職内定状況調査」というものがございますので、それと比較するために起業とか、大学院進学ではなく、就職を希望している学生だけに着目しまして、それが緑の数字で①、②と振っておりますが、「就職が既に決まっている」、それから、「就職は希望しているけれど、まだ決まっていない」というものを合わせて出しますと、緑色の数字で78.9%が就職を希望していて、10月時点で既に決まっているのが78.9%でございました。これが似た数字である「就職内定状況調査」では、同じ10月時点で74.8%でございますので、黒い字で括弧書きに書いており

ます。一般の傾向よりは少し高い値となっております。この傾向は、短大・高専・専門学校も同様でございました。

それでは、資料の5ページ目を御覧ください。今、申し上げたのは、給付型奨学金の授業料減免を受けている学生の状況でございましたが、5ページ、6ページと、今、学生一般がどのような状況なのかということをお紹介したいと思っております。資料の5ページは、大学生・短期大学生が授業等へ出席しているのは1週間のうちどれくらいなのかということをお聞きしておきまして、濃い赤の0時間から、薄いオレンジまでの6～10時間というのを強調して表現しております。ここに注目いたしましたのは、標準単位数を満たすためには、最低でも大体週に8コマ、12時間は授業に出る必要があるかと考えております。なので、10時間を下回っているのは標準単位数を取得できる見込みがないということで、そこを見てみますと、大学の場合、そのような学生が15%、短大は30%いる状況です。

最後に、学生の最終学年で大学教育を通じて身につけた知識・能力、大学に通っていてこのような能力は身につきましたかということをお聞いているものを御紹介いたします。十数個の項目が並んでいますが、大体上5つが専門分野に関する知識・理解など、知識やスキルに関すること。それから、6番目、7番目が外国語。続いて、数理・統計に関すること。9番目以降が、問題を見つけて解決方法を考える力とか、多様な人々と協力する力など、社会に出てからも重要となる基本的な素養や価値観といったことを尋ねておりましたが、いずれも「身についた」「ある程度身についた」といった回答が多くなっております。

長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

【福原座長】 ありがとうございます。また、議論の推移とともにお尋ねする点もあろうかと存じますが、ただいま御説明を得た範囲でお手元、また投影された資料等につきまして、御質問がございましたら、まず承りたいと存じます。何か尋ねておきたいことがあらかじめございましたら……。よろしいですか。

では、先ほど申し上げましたけれども、今後、議論を進めていく中で、また資料等をフィードバックしてお尋ねいただくことにしたいと思います。

以上の現状を踏まえまして、次に本検討会議において、議論する論点をあらかじめ整理させていただいておりますので、これにつきまして、事務局から御説明を経て、皆様の御意見を賜りたいと思っております。

では、御説明をお願いします。

【事務局】 それでは、資料5を御覧ください。事務局より僭越ではございますが、皆様

に御議論いただくにあたって、このような観点から検討されてはどうかということを整理いたしました。その論点に入ります前に、1ページと2ページ目に、前提となるデータを載せております。

まず1ページ目は、先ほど御説明した学業成績要件についてでございますので、ここの説明は割愛いたしまして、2ページ目です。「警告」と「廃止」、レッドカードとイエローカードがあると御説明いたしましたが、具体的にどれくらいの学生が適用されているのかという数字が、こちらでございます。令和4年度末で御説明いたしますと、「継続」となった者が8割を超えている状況です。それから、「警告」、イエローカードだったものは、全体の11%、1割ほど。そのうち、修得単位数6割以下であったり、出席率8割以下で「警告」になった者は1%前後ということで、そんなに多くはございません。多くはGPA下位4分の1が10%という状況です。また、「廃止」になってしまった者が、6.8%おります。その内訳は、留年、修業年限を超過したのが1.5、単位数は1%、出席率も1%に満たない状況。「連続警告」というのが一番多くて4%でございます。単純にGPA下位4分の1ですので、その2回連続だと16分の1でございますが、それに比べると、結果として「連続警告」で「廃止」となっている者は4%なので、これを多いと見るのか、単純な算数的な掛け算だと低いのかもかもしれませんが、どう評価するかというところだと思います。このほか、著しく学業成績が悪い場合は、単なる「廃止」ではなく、返していただく「要返還」というものもございまして、このような学生もわずかながらいらっしゃいます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。3ページ目に論点の案を整理いたしました。まず、確認まで、一番上に四角で抜粋しておりますが、こども未来戦略で「対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ること」とされております。その上で考え方なのですが、白丸3点を挙げております。

修学支援新制度は、低所得者世帯の者に対して、社会で自立し、活躍することができることを目的としておることから、これまでは進学前の明確な進路の意識、意欲をしっかりと見極めてやってまいりました。

続いて2点目の白丸ですが、本制度の施行から4年が経過しようとしております。ですので、これまでの実績や成果を踏まえて、4年経過いたしますが、今のままでいいのか、この制度の趣旨・目的に照らして、今のままでいいのかということが論点になろうかと思えます。

また、最後の白丸に書いておりますのは、令和6年度からは中間層や、7年度からは多子

世帯無償化ということで、支給対象学生が大きく拡大することが見込まれます。大体、今、30万人程度が受給しておりますが、それが倍近く、60万人程度になると見込んでおります。対象学生が増えてもなお今のままでよいのか。増えたことで変えるべき点はあるのかといった考え方があろうかと思えます。

その上で、4点挙げております。まず1点目は、今の制度というのは、採用するときには意欲等を確認して採用し、その後、進学後は学習状況について厳しい要件を課すとやっておりますが、この考え方は引き続き継続すべきかどうか。

2点目は、「廃止」の要件につきまして、このまま継続するか、それとも何らかの見直しを図るべきかということに記載しております。

3点目は「警告」の要件について、引き続き継続すべきか、何らかの見直しを図るべきか。

最後に4点目は、今の制度においては、病気などやむを得ない事由がある場合には、「廃止」または「警告」区分に該当していたとしても適用しないこととしておりますが、その考え方は引き続き継続すべきかどうか。以上4点を挙げました。

最後に、この資料では、今後のスケジュールもおおよそこのような見通しではないかと考えておまして、本日第1回の後、おおむね月に1回程度開催し、6月頃までに取りまとめということで、学業要件の見直しと議論する内容が1つに絞られておりますので、これくらいの頻度・回数でよろしいのではないかと考えております。なお、必要に応じて関係者からのヒアリング等も実施したいと考えております。

資料の説明は以上でございます。

【福原座長】 ありがとうございました。

この後、ただいま事務局からの御提示いただきました論点等をめぐって、委員の皆様から御意見を賜ってまいりたいと存じます。個別具体的な細かなところに立ち入る前に、ぜひこういった点についてはどうかという御質問等も承ってまいりたいと思えます。本日は1回目、この後、約1か月に1度ずつぐらい、このような機会を設けたいと思っておりますので、その2回目以降の進め方の参考になるという意味でも、多様な御意見を頂ければと思います。御質問かたがた何か御意見等ございましたら承りたいと思えます。

室橋委員、どうぞ。

【室橋委員】 御説明ありがとうございました。この要件の見直しの部分は、この文章を読むと、今後見直しの方向性としては当然厳しくやる方向にと、見えるのですけれど、ただ、先ほども常に該当者が多かったGPAの下位4分の1の範囲が今後、そこに該当する学生

の可能性は非常に高くなってくる。要は、もらえる学生が非常に増えるので、その分、4分の1に入る可能性ってどんどん高くなるので、結構厳しくなる印象なのです。この要件自体を緩めるという方向も一応選択肢としては、この検討会議でありなのかというのを御質問させていただけたらと思います。

【福原座長】 私どもで見て、みんなで議論していくということですが、事務局としては、別にこのようなことじゃなくして、この点が現状なので、今、室橋委員が御指摘のような御意見もあれば承るということですので、どちらかの方向というわけでもなく、今、御指摘いただいたのは大変重要な点かと思います。一見して厳しくこの制度を趣旨に沿って運営していこうという意見に対して、GPAの要件が、対象学生の数が増えるということなので、ここはぜひ検討すべきだという御意見として承っておくということでもよろしいでしょうか。事務局は、そのような御意見も頂きたいということですので。

私からも一言。恐らく多くの方々と同様にお持ちの御意見かと思いますが、たしかにこの制度の趣旨を全うすべく設定されております現制度の条件が幾つかあるということは、先ほどの説明でありましたけれども、特にこの場で今回の検討会議で御議論いただきたいということの要件としては、学生のための学修要件ということになっております。この点では、もう一つ、いろいろな御意見がこれまで出てきておりました機関要件というものがありますよね。これについては、今回は特に論点として御提示いただかなかったのは、これも今いろいろな議論をしていて稼働中というか、継続しているので、これについては来年度から「こども未来戦略」の御提示というのも、現状を前提とした上での適用範囲の拡大という範囲で議論するというようにも、議論の射程というか範囲を絞っておいでなのか、この点は要件としてはいかがなのでしょう。

【事務局】 機関要件、大学等が遵守しなければいけない要件については、まさに令和4年の12月までに皆様に御議論いただいて方向性を示し、この6年から厳格化されたものがスタートするというものでございますので、これについて更なる見直しは今のところ予定しておりません。

【福原座長】 ありがとうございます。座長として、私も、そのようにこの4月からの要件については既に御議論いただいたことを憶えています。今後さらに将来に向けていろいろと御意見があるかもしれません。その機関要件の中で、令和7年度から、例えば、私立大学でも、私学法の改正等によって学校法人の要件として、これがガバナンスの要件として取り入れられたりもしてきておりますので、そういった諸条件を踏まえて、機関要件に関

しては今回、直接の議論の対象とはしていないという理解を得ておきたいと思います。失礼いたしました。

では、引き続き、多様な点から今後の議論の進め方にも関連いたしますので、御質問、御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

両角委員，どうぞ。

【両角委員】 ありがとうございます。まだ十分に理解できていないので的外れな質問だったら申し訳ないのですが、今までの修学支援新制度の成果というところであれば、比較的、住民税非課税世帯とか、経済的に厳しい学生さんがより大学に行けるようになったとか、あるいはそこでその経験が良かったといったところで、こういった制度の評価はできるかと思うのですが、今回の制度って、すごくいろいろな要素が入ってかなり複雑になったかなという印象があります。今回の制度がうまく機能しているというのを一体どのように政策評価するつもりなのでしょうか。平たく言うと、多子世帯とかに寄り添ったところで、大学進学率が上がるというところもあるかもしれないのですけれど、それって結構調査するのは難しいなとか、あるいは一般の人から見たら不公平感みたいなものも高まっていて、本当にもらった人がちゃんと勉強するのかといったところが問われるかと思うのです。そういったところをどう評価していくのかなというか、そういったことも少し意識しながら考えていく必要があるかなと思いましたので、何かお考えがありましたら教えていただければと思います。抽象的な問いで申し訳ありません。

【福原座長】 議論を進めるにあたって配慮すべき点の御示唆も得たわけですが、今のところ事務局、特にコメントはありませんか？

【事務局】 今の御質問で、まず後者については、対象が拡大して、支援を受けた以上はしっかり学んでほしいという声があるのであれば、まさに御議論いただきまして、であれば、このような要件がふさわしいということが検討になるのであれば、そのような御提言を頂ければと思います。私たちとしては、資料5で論点をまとめる際には、極力中立的な表現にいたしました。つまり、厳格化すべきというようには今、私たちは書いてはおりません。4年経って、この制度の本来の趣旨に照らして適切かどうかとか、対象者が拡大する中で今のままで良いのかということ、まさに両角先生の今おっしゃっていただいたような視点も加えて、御検討いただければと思います。

あとは、特に令和7年からの多子世帯、所得制限なしの拡大の評価については、実はまさに今、子ども家庭庁と文部科学省とで、この「こども未来戦略」に掲載されております様々

な施策，例えば，児童手当の拡充などですが，これの評価をどのような指標で判断していくかということを検討しておりますので，それは適切なものを設定できるように考えたいと思っております。

【両角委員】 ありがとうございます。

【福原座長】 むしろ室長は一生懸命答えておりましたけれども，両角先生の御専門からして何かございますか。逆に先生から教えていただきたいという雰囲気は室長の発言から出ておりましたけれども，先生何かございますか。大変難しい問題で，この施策だけで実現できる目標ということがあって，この施策も含めて，この「こども未来戦略」の目標に向けて，総合的な施策を遂行していこうという形になっておるので，こういった場合の制度評価とか政策評価というのは，具体的には何かそのような手法があるのでしょうか。逆質問して申し訳ありませんけれども，先生，何か。

【両角委員】 そうですね。なかなか難しいなと思います。一部とはいえ，ただ，高等教育全体に対しての支出も増えてくるわけなので，支援を受ける学生だけじゃなくて，本当に大学教育はちゃんとしているのかということに対する社会の目も多分，同時に厳しくなっていくので，いろいろなものに答えなければいけなくなってくるなということは感じています。私もその辺り，まだどう考えていいのか，整理がつかなかったところもあり，質問しましたので。また考えていければと思います。

【福原座長】 ありがとうございます。

ほかに。質問すると逆質問されると思って御遠慮いただかなくても結構でございますので。どんな点からでも，また，従来から委員をお務めいただいでいて，その議論との関連で御意見，御質問を頂いても，また新たに委員にお加わりいただいたので，確認かたがた御質問でも結構です。何かございますか。

【吉岡委員】 私が質問するのは本当は変じゃないかと自分でも思うのですが，考えてもよく分からなかったことなのです。1つは，資料の読み方の問題ですけれども，先ほどのところにはありましたが，修業年限を超過した場合というのは非常に分かりやすい。留年しちゃったら，ということですが，それで，例えば，休学。留学するのに休学していった場合は，これは年限に入らない？

【事務局】 入りません。一旦停止になります。

【吉岡委員】 そうですよ。停止になりますよね。

【事務局】 停止して，もらえる資格は維持されます。

【吉岡委員】　　ということですよね。だから、留学するとき、在学留学は、場合によってはしないほうがいいということになりますよね。休学しておいたほうがちゃんとその後は資格が取れる。つまり、長く留学する場合には在学留学とかしなくて、休学留学をして、資格をちゃんと持ったほうがいい。

【事務局】　　それはそうですね。

【吉岡委員】　　学生の行動パターンで、結構4年も5年も大学にいるという、留学していても就職のことを考えると、在学留学したがる学生がいないわけではないので、それは周知すればいい話だということだと思っております。

もう一つ、留年の条件ですけれども、昔は教養課程と分かれていたので、留年というのは2年生で起こったりしていましたよね。今、東京大学は教養学部があるので、そこで留年するということは当然あり得るわけですが、ほかの大学で、例えば、年次で進級の際に、つまりちゃんと取れていなければ進級させないという方向が実際のところどれだけあるかわかりませんが、ある種望ましい方向であるという議論があると思っております。つまり、ちゃんと積み上げていく以上、留年しない。そうした場合に2年から3年とか、場合によっては1年から2年でもいいですけれども、進級できなかった場合には、1年生の段階で奨学金は止まるのでしたっけ。

【事務局】　　4年制大学なら4年で卒業できないことが決定した時点ですので、今、吉岡委員がおっしゃったように、2年生、3年生、1年生の途中でも発生しますし、そうでなくずっと4年生までいって、そこで初めて決定するのであれば、その時という場合もあります。

【吉岡委員】　　そうですね。だから、現在の多くの大学は、4年まではとにかく基本的には進級させちゃうという大学が多いので……。

【事務局】　　大学によって。

【吉岡委員】　　大学によって、ですけれども、大部分が今そうだろうと思って、要するに、大学における授業の年次制ということをきちんと考えるべきだという議論からすると、すごく厳しくなる可能性があるなというのは考えたということです。

それから、もう一点。この資料5の2のところの数字の読み方ですが、適格認定の状況のところの、例えば、「警告」とか「廃止」とかで条件がそれぞれ6割以下とか、4分の1とありますけれども、これは当然、一番問題の学生は6割も取っておらずGPAは下位4分の1で、出席もしていないというのが一番あり得ると思っております。これは数のカウントの仕方ほどようになっているのですか。

【事務局】 複数該当もあり得ます。

【吉岡委員】 あり得るということですよ。

【事務局】 例えば、令和4年度の「警告」29,567ですが、そのうち566と27,830と4,428は、足したら3万を超えちゃうので。

【吉岡委員】 超えちゃいますね。ということですよ。そうすると、逆にトリプルとか、ダブルが意外と少ないという感じですね。

【事務局】 そうですね。

【吉岡委員】 わかりました。ありがとうございます。

【福原座長】 どうもありがとうございます。どうぞほかに何かございましたら。

はい、仁科委員、どうぞ。

【仁科委員】 大学進学率を増やして、その先に目指していることをもう一回、お聞かせいただけませんか。国の国力を維持しようということにも関係しているのかも知れませんが、国として何を期待して、大学進学率、進学者数を増やすという話になっているのですか。

【事務局】 まず、令和2年に始まった今の制度について申し上げますが、このときは消費税財源を活用して少子化対策ではあるのですけれども、加えて、真に支援が必要な低所得世帯に限って支援をやるということといたしました。それは、所得によって進学率に差があるというのが厳然たる事実としてある中で、低所得世帯の進学率を増やすことは、格差の再生産・固定化を打破していくことになりまして、親御さんの目線から見ると、教育費が高等教育段階はかからないだろうというのが見通せることで、少子化対策になり、また、支援を受けた学生は大学等で教育を受けて、社会で活躍することでさらに稼得能力を上げる。それが次の世代の子育てというか、次の世代の親になっていくわけでということで、格差是正かつ少子化対策ということで始めました。その格差是正の観点から、この制度の成果として、大学進学率が上がっておりますというのを本日御紹介した次第です。

【仁科委員】 ということは、今、順調にいつているという理解になるのですか。

【事務局】 そこは、大学進学率は伸びております。細かいところを見ると、国公立・私立、大学・短大・高専という、割合は全体の傾向とはまた違う点もありますけれども、それがいいのか悪いのかという判断もなかなか難しいです。

【仁科委員】 大学を出て、社会で活躍するということは、その効果をどのように把握するかなどはまだ明確になっていないということでしょうか。難しいですね。

【事務局】 今後は、少子化対策を前面にして、所得制限なしの支援とすることといたしましたので、また別のKPI、評価指標が必要となってくるかなと思います。

【福原座長】 さまざまな観点からのご意見を、今日は御質問1回目でございますので、賜れればと思いますが、ほかの委員の先生方はいかがでしょうか。

では私からもう1つ。この制度適用範囲の拡大に伴う条件、より制度趣旨がパッとするような要件の再検討という趣旨は分かるのです。これは当制度だけの問題ではなく、むしろ吉岡先生のところの所管のいろいろな支援制度とも関係するのですけれども、これまでの経済状況というか、そういったものが今大きく変わろうとしてきていますね。また、大学でも仁科先生も実感を持っておられるかと思いますが、様々な教育費や研究費が高騰しているし、物件費や光熱費も高騰してくると、こういったものを各教育機関というのは学費や授業料に転嫁せざるを得ないとなったときに、先の説明で修学支援新制度に関して、令和2年から実施されている制度説明の中にあつた、奨学金の学校種別、また国公立・私立別、自宅からなのか、通学なのかという、こういった区別によって設定されている額ですよね。年額ですよね。こういったものについては、何か変更するときのきっかけになるような数値というのはあるのですか。これを検討しよう、という時期はあるのですか。何かと連動しているのですか。

【事務局】 特にそれはございません。

【福原座長】 これ、かなりの額で今、いろいろなものが上がり出しましたよね。そうすると、今までのものを前提にしていって、制度を広げていこうといったときに、その成果というものが減殺される可能性があるんで、この年額の検討というのも必要になってくるのではないかなというのが1つあるのです。

それと、それに伴って、我が国の高等教育の費用が高いか、低いかなという問題も、一昨日、別の審議会でも議論されていましたが、そのようなことから考えたときに、そちらのほうですよ。果たして、この年額で大丈夫ですかという……。たしかにないよりも、これがあつたけれども、その内容によっては、今までの基準とは違う基準で設定しなければならぬかもしれないし、物価上昇率や、その分また賃金も所得も上がってくるのだということも逆にあります。所得が上がってくると所得制限がかかたり、かからなかったりするということになるので、こういった経済変動に伴った配慮というのは大変難しいと思うのです。何か準備段階や資料を整えておられる中で、お気づきになった点とかありますか。

【事務局】 まず、今回のテーマは、学業要件の見直しでしたので、その単価を改定するというのは、今のところ全く考えはございませんでした。

なお、授業料については、国立大学については法人化、平成16年からの20年間で全く改定することなく、据置きで20年やってきています。という事実もあって……。

【池田高等教育局長】 局長の池田です。まさに今、企画官から答えたとおりなのですが、まずここは冒頭、座長や私から申し上げたように、ある程度テーマが絞られています。座長が先ほどおっしゃったように、大学分科会とその下に今度、特別部会で包括的な高等教育の在り方を議論していく中で、実際、授業料をどうすべきかとか、そういった御意見も出ておりますし、吉岡委員がそちらにも関わっておられますので、そちらの御意見も御紹介していただきながら、我々からも御紹介しながら、少し横目で見ながら議論していただくのかなという気がしております。

国立は実は1回だけ法人化後、一度標準額を上げています。1回上げておりますが、これは国立大学時代からずっと諸物価とか、経済状況もそうですし、私立の授業料がどのぐらいということも考慮しながら、いろいろ決めていまして、これは授業料をもっと下げるべきだという御意見、今、大学無償化のいろいろな議論の中で下げるべきだという御意見もあれば、そうでなくてももう少し自由度を上げるべきだと、様々な御意見がありますので、そういったことも踏まえて考える必要があると思います。

【福原座長】 今回いろいろな点が議論されるので、それはまた別途考えなければならぬ点であるという認識が得られていれば、よろしいかと思えます。それまで入れてということが、この検討会議の課題になっているわけではないということも確認させていただきたかったわけでありまして。ただ、そのような問題も控えていますので、それはいろいろな政策的な、財務的な予算の設定の仕方にも大きな制約がかかってくるかと思えます。

どうもありがとうございました。私からで恐縮でしたけれども、多様な方面からいかがでしょう。

はい、どうぞ。

【仁科委員】 これから言うことは、この会議では全然メインではないテーマなのですが、令和2年度の時と情勢が大分変わってきているというのがあると思います。一国立大学長の立場からすると、先日、学内で令和6年度予算配分方針を決めたのですが、かなり厳しい状態になってきて、多分令和7年度ぐらいになってくると、学長が決めて新しいことに取り組むというのは、本当にできなくなるような情勢です。全くこの今日の会議

と別の観点で意見を言わせていただくと、学生支援以外の支援を頂いたほうが国立大学の先端的研究なども維持できるのではないかと思います。先ほど結局、大学卒業生を多く出すということと、日本の産業力とか、国力との関係と僕は言ったのですけれども、要するに、最近よく話になっている博士人材の問題ですよね。これとの関係も本当は議論していくべきなのだろうと思っています。これももちろん、今日の会議の議論ではないのですが、次の課題として、次の時に検討していかなければいけない議題としてはその辺もあるかなと。もちろん、国立大学の学費の値上げの問題も当然視野に入れざるを得ないかもしれないので、それも含めて考えていかなければいけないかなと。非常に複雑な情勢になってきていると思います。

【吉岡委員】 よろしいですか。

【福原座長】 はい、どうぞ。

【吉岡委員】 奨学金という考え方で言うと、ある意味ではこの新制度って、複雑ではあるけれども、うまくできているところがあって、これまでの貸与型というのは、まさに貸与型なわけですが、何を貸与するかというと、学費と学生生活費込みで貸与しているわけですね。今度の新制度は、特に給付型が分かりやすいですけれども、給付型と授業料減免という、本来違うものを分けてというか、それを一緒にする形で本人には入ってくるような、事実上本人が支援されるようになっている。しかも、その場合の基準は、国立大学や私学の学費が突然上がり始めた場合は多分考えなくてはいけないのでしょうか、ある程度、その経験値の中で国立大だったら、授業料減免はこの額、私学だったらこの辺まで現在支援できるというようにしてあって、あとの部分は給付型の奨学金というのは、それプラス部分と学生生活という感じで、学生が生活していく部分というのが両方入っている形になっているわけですね。だから、恐らく授業料が今後大きく動くようなことになった場合には、この授業料等減免部分というものの考え方に手をつけるというか、考えていく必要があるだろうということです。

一方で、こここのところの問題というのは、授業料はまだ上がっていないので、それは大学にとってみれば問題なわけですが、実際の問題は、要するに、生活費が物すごく上がって物価が上がってきていて学生生活も苦しくなっちゃったということなので、奨学金の中の生活支援部分というのをどう考えるかという問題かなと、いくらか分けて考えられるかなと思います。今後どのようにやるかといった場合には、授業料減免部分の在り方という政策的な判断という部分と、もっと生活支援的な部分はどのようにするか。角度が違うし、

学生における影響も違っているのかなとは思いますが。

【福原座長】 ありがとうございます。その2つの内容の支援をしていって、授業料等の減免が上限が決まっておりますので、各大学が減免したところを、こちらでこれだけの上限では支援しますということになりますので、その部分が、その割合と言うのですか、今、吉岡先生がおっしゃっていただいた、個々の学生に給付されて、修学の様々な授業料以外にも修学のために使える部分と、この授業料の減免部分といったものの割合というか、適正というものを、それを私は額の変動という形でお尋ねしたわけですがけれども、あるのではないのかなと思って。

それと、これは制度設計と、これは前もありましたけれども、財務省等といろいろなお話し合いも必要だという中で、予算と執行率の問題があって、前回も出ていたかと思えます。これだけの予算額は確保できていて、実際それが80%に、目標値である一般の学生の進学率と同様、要支援世帯の学生の進学率もそこまで高まっていくことを前提に予算額を作られているけれども、まだそこまで執行率がっていないのが現状ですよ。

【事務局】 はい。

【福原座長】 そのときに、今度拡大していくというのは別の予算がまた今後作られていくかと思うのですけれども、そのところ、それは今までと変わらない。執行率は80%が支給できるというバッファーをもって設定しておくことは変わらないわけですね。

【事務局】 令和7年度の予算編成過程で決めます。

【福原座長】 決める。分かりました。どうもありがとうございます。

それぞれのお立場から、多様な方向からの御議論が出てきたような気がします。

【事務局】 ぜひ皆さんにお願いしたいなと思ったのが、今のこの学業要件ってどう思われますか。率直な御意見を伺いたいです。

【福原座長】 多岐にわたってまいりましたので、論点、検討の目標を絞り込んでいくためにも、今日はいろいろな御意見を頂いているのですけれども、さて、そのような点も含めて今、御要望もありましたが、今、設定されている学修要件と、学業成績との要件についてどのようにお考えか。最初に戻りましたけれども、室橋委員からおっしゃっていただいたことに戻ってまいりましたが、GPAの点でも結構ですし、吉岡先生がおっしゃったように卒業、休学関係でも構いません。学業成績との要件について、現行の要件をどのようにお考えなのかということなども伺えればと思います。どうぞ。議論を少し絞っていただければと思います。

これ、現場から何かありますか。かなりGPAの設定の仕方が分野に違っていると、あるいは先ほどの標準修業年限での卒業修了ができなくなったことの判断が教育機関ごとに異なっていると。恐らく最大履修できる単位というのが学年で決まっているから、そこから逆算していけば分かるのです。具体的な年次進級制度を取っていない教育機関からすると、卒業年次で4年生でずっと留年するというのと、着実な履修をさせるために1年次でこれだけ取っていないともう一回1年生をやりなさいといっているところで、教育機関によって随分この辺の扱いが違ってくるところがあるのではないかと思います。思いついただけでも、私も教育機関に長らくおりましたので、成績判定に携わっていたため、そのようなところがあるのではないかと、何か具体的にこの制度について、現場から寄せられている意見とか、なかったでしょうか。

【事務局】 まず、細かな数字はまた確認いたしますが、学校種ごとの傾向は多少ございまして、「警告」や「廃止」を受けている割合はたしか4年制大学が一番多かったと記憶しています。もし違っていたら訂正しますが。専門学校が低かったのではないかな。

修業年限超過はそんなに数も多くないのであまりお話を伺うことはないですね。ただ、「警告」、「廃止」の間に「停止」を設けたというのは、我々でもGPAという相対評価だけで判定するのは、本来の趣旨に照らしてどうなのかという思いがありまして、このGPA要件によって「廃止」となってしまった学生が、その後も継続できているかというのは、幾つかの大学に確認をいたしました。残念ながら中退や休学、特に中退が一番問題ですけれども、継続できていない学生が一定数おりましたので、であれば「停止」として、再度奮起を促すとしてはどうかというのは、見直したところです。

【福原座長】 ありがとうございます。もう一つ、先ほど御説明があった、教育課程の特性に基づいてという、GPA要件ではなく、この特例というのは何かこの点について問い合わせがあったり、実際特例が発動されているような……。

【事務局】 特例は多くの学校で。これは学校の判断でやっています。

【福原座長】 そうですか。

【事務局】 ただ、幾つか私たちから例は示した上で判断してもらっていますが、幾つかの専門学校、それから、大学・短大でも、例えば、医学部とか、国家資格に密接につながるようなところでは活用されています。ただ、そこもその学部・学科コースのすぐく下のほうであったら、学校は使わないはずですよ。

【福原座長】 そうですよ。

冒頭、御質問かたがたご意見を頂いた室橋委員、いかがですか。今、GPAの要件をめぐっての幾つかの実例を尋ねたりしていたのですけれども、何か御自身で感じるところや疑問とかございますか。

【室橋委員】 そうですね。GPAは受けている科目によって基準が違うというか、ある意味、学生の間では多分、「楽単」みたいな感じで言われていると思うのですけれども、そのようところが結構曖昧なので、基準としてはやや使いにくいのではないかなというところが正直あるのと、あとは先ほどの繰り返しで、今回、人数が大幅に拡大する中で、4分の1という結構な数が入る気がするので、そこは狭くというか、4分の1よりも狭くしていかないと、結構な学生が「停止」してしまうのではないかなという気がしているところです。

【仁科委員】 よろしいですか。

【福原座長】 どうぞ。

【仁科委員】 この修得単位数とGPAと出席率、この3つの指標は、それほどダブっていないということが先ほど御説明いただきましたけれど、そのような点では独立した考え方になっているのかもしれない。GPAに対して、学部間とか専門領域によって違うという話があるのであれば、GPAとその他の修得単位数とか、出席率の重さというか厳しさの方向を逆にするというのはあるのですか。だから、GPAのほうは逆に言うと、あまり当てにならないということであれば、そこはもうちょっと緩和してしまっ、その代わりに修得単位数とか、出席率のほうを厳しくするというのも、令和4年度末のところだと0.2%、10.8%、1.7%と、このアンバランスというのが適切に設定されていないという証拠なのではないかなと思うのです。先ほどの御意見でもGPAはいろいろ取り方によってもということであれば、もしかしたらGPAはなくすともまでは言いませんけれども、むしろ修得単位数とか、出席率のほうにウェイトをかけていく。そっちを厳しくしてGPAは緩くするというのも、1つありかなと思っているのです。

【吉田学生支援課長】 全体のバランスとして適切にこの要件が機能するというのが、一番大事なことだと思います。

【仁科委員】 これは令和2年度からやってデータが出てきたから分かる話であって、せっかく出てきた以上は……。

【吉田学生支援課長】 一つ一つを捉えてだけということではなくて、適切にきちんと学業を学んでいる評価として、少なくとも奨学金を頂くにあたって適切な学習が行われているかどうかということに基づいて、全体を考えていただくということによろしいのでは

ないかと思えます。

【仁科委員】 先ほど室橋委員からも、人数が増えることとGPAの4分の1をどう考えるかという問題も出ましたけれど、GPAって修得した出席率は人数と関係ないので、その点もいいのかなと思いました。

【福原座長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【西條大臣官房審議官】 審議官の西條です。今のそれぞれの指標は、どういう意味を持っているのかというところで、考えていかなければいけないと思っています。まさに出席率というのは、ちゃんと真面目にやっているかというところで見ているのですが、ただ一方で、じゃあ真面目にだけやっていて、社会に出て役に立つという言い方はおかしいのですが、本人にとっても社会に出て稼げるとか、そのようなほうに持っていくためには、それなりの能力をつけていただかなければいけないというのがあって、それは出席率だけで見られるかと言うと、違う性格もあると思いますので、そのような意味では、そのGPAとまた修得単位というのはある意味、単位をちゃんと取得しているということは、それなりに学業をやって修得もしているということにもなるので、持っている指標の意味合いとバランスをどう考えていくのかというところが、御議論いただいて……。あるいは、また逆に言うと、違う指標で何かいいものがあればというのがあるのでしょうか、なかなか我々も考えても、これをつくるときには大分いろいろ議論した上で出てきたものではあるのですが、その辺はもし御意見があれば、ぜひ。その中での強めるところ、緩めるところ、このバランスはあって然るべきだと思います。

【福原座長】 先ほど学校種によってもかなり違うということがあったのですが、議論をお聞きいただいて学業成績等の要件をめぐって、今、御意見が出てきておりますけれども、新たにお加わりいただいている委員から何かお気づきの点とか、疑問の点がありましたら、御発言いただければと思います。

市原委員、いかがですか。

【市原委員】 今、在学中の学業要件についての議論をされていますけれども、その前の高校時代の要件でも……。

【福原座長】 それでも、はい。多様な御意見、どうぞ。

【市原委員】 学業成績で判断している高等学校等がレポートの提出や面談等により学習意欲を見るとなっていますが、ここは見直すことはしないのでしょうか。多分、かなり

の数の人たちが今後増えてくると思うのですけれども、その段階でこのGPA4分の1以下になる生徒も、大学全入時代だとか、専門学校に入ってくる生徒たちや、かなり低い成績のまま入ってくるという可能性も非常に増えてくるのではないかと、そのような可能性があるのです。ここは見直すことはないのかなという質問です。

【福原座長】 委員は、そこを今後全入とまではいかないまでも、多くの学生を迎え入れる段階で何か要件を設ける方向もあり得るのではないかと、ということでしょうか。

【市原委員】 そうですね。そこも少し見直していかないと、入ってから大変なことになるのかなということも考えられるので。

【福原座長】 そこは各受入れる教育機関が確認をしてもらってほしいという趣旨で制度はできているわけですからけれども、なるほどね。そのようなこともあるということですね。

【西條大臣官房審議官】 その点、少し。今、御指摘のとおりのところがあって、1つは、まず今までの制度からすると、どうしても経済的に苦しい御家庭であると、これまで勉強する癖がなかなかつけられないとか、そのような中で、じゃあ、その時から成績を見て、成績のいい子だけ入れるのかということ、かなりハードルが高くなる。そのような意味では、まずはやる気があって、大学で学びたいのだ、専門学校で学びたいのだという方は、ぜひ入って、本当にそれはちゃんと成績を見て、ちゃんとそこにただ言葉だけではなくて実行としてやってくれているかというのを中で見ていくという流れにはなっています。

ただ一方で、今、御指摘があったように、今度は多子世帯になったときに、そのような層だけではない方々というときにどう考えるかというのは、少しあろうかと思えます。ただ、今度は多子世帯になったのでそれは違う基準でやるよという話になってくると、これはこれで制度としてはかなり複雑化しますので、その点も含めてどのような形がいいのかというのは、まさに御意見を頂ければありがたいなと思っております。

【福原座長】 でも、市原先生、大切なところをいきなり御指摘いただきまして、ありがとうございます。

【市原委員】 とんでもないです。もう一つは、話が変わるのですけれども、この制度自体が高校の先生たちがどこまで浸透しているか。ここが一番問題で、私どもの学校に入るときでも成績だけで判断されたとか、高校の先生が面談だとか、やる気を見てくれなかったとか、そういったこともよく話を聞きますし、また、制度自体が複雑になればなるほど、高校の先生たちがアレルギーを起こして知ろうとしないということも起きてくるので、なるべく分かりやすい制度にこれからしていったほうがいいのではないかなと私は思いま

す。

【福原座長】 ありがとうございます。実はそのところ、前回の検討会議におきましても、自治体を代表して出てきていただいている、そういったところの自治体での知事所管になりますので高校は。大学は所管が変わってくるところで、きちんとした制度の説明や伝達ができているのだろうかという御議論があつて、この点はできるだけ自治体を経由して各教育委員会から、このような制度があることを御紹介いただきたいということです。

一方では、PTAでいろいろ御活躍いただいている田名部委員、高校生のこれから進学を控えている御子弟をお持ちの方々、そういったところから、この制度を御覧になっていて、まだそんなGPAとか分からないよというのはあるかもしれませんが、この制度についてどのような御初見というか、お考えがあるのか、もしあれば、また、今の議論について御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

【田名部委員】 ありがとうございます。我々、このGPAに関しては、まだ認知が低いところではありますが、この新しい支援制度については、かなり進学における意欲を引き出すものだと思いを聞いていました。我々高校生を持つ保護者としてみると、大学にこのような支援を受けて行かせていただくわけですが、せっかく行かせてもアルバイトをしちゃったり、生活のためとか、本来の学業を伸ばしてほしいという文科省さんの思いとはまた離れていく、大学に入ることが目的になっちゃっているということは、よろしくないなと思いますので、このGPAというのは大いに利用していいのかなと思うのです。

けれども、出席率が5割以下であるというところにおいては、かなりハードルが低いなど。もうちょっと学校に行かせるといったところを、「警告」が8割以下という、出席率というのは本人の努力でどうにでもなることですので、成績は能力ということがありますけれども、学校にまず行くということは絶対的に必要だと思いますし、必修単位と普通の単位には、学校に行っていることで多くの単位を頂けるとするのは私も大学を出てそう思いましたので、まずは学校に行かせるという意味では、出席率をもう少し上げて、我々親とすると学校に行かせるということ、アルバイトをさせないとか、そっちをしていただければいいのかなということ。あとは低所得者というところに光を当てるとことでありましたが、世帯年収からいきますとかなり低いところで設定されているようなので、もう少し多子世帯まではいきませんが、収入が増えれば税率も上がりますので、もう少し様々な制度と掛け合わせて、大学進学を目指せるようにしていただければいいのか

なということを併せて感じてございました。

以上です。

【福原座長】 ありがとうございます。私も忘れていた親心が復活するような御意見で、まさに大事なことで、今、こちらの会合で議論いただいたことを踏まえて、少し高大接続の部分と、高校生の立場、または保護者のお立場から大変貴重な御意見を頂きました。

さて、今日は第1回目でございます、あと少しの時間しか残っておりませんが、どのような形ででも、今後の議論に役立てる意味で、こういった点もあるのではないかと、今、少し学業成績等の要件のところに具体的に絞り始めましたけれども、ほかに何か御意見ございますか。あるいは、さっきの進め方で、第2回、今日の議論を経てもう一度この論点の中での細目を定めて議論の進め方を検討したいのですが、3回目あたりに今日の委員だけでもすごく御見知が多いと思いますけれども、何かこういった意見をもっと聞いてみたらどうかとか、この検討会議に反映するような現場の声や、いろいろなものについて……。

室橋委員、どうぞ。

【室橋委員】 前回の時にも実際に大学生に出席していただいて、当事者の声という形でヒアリングの会を設けていただきました。実際に出席率が5割がどのようなハードルなのかとか、そのようなところは本人たちが一番よく分かっていると思うので、高校生だったり、大学生に実際に来ていただいて、論点がある程度整理された段階で、ぜひ直接意見を……。私からも日本若者協議会のメンバーにも随時聞いたりはそののですが、直接話してもらえると一番伝わりやすいかなという気がしているので、ぜひそのような機会を設けていただけるとうれしいなと思っています。

【福原座長】 ありがとうございます。あと学校種ということに違いがあっても、いろいろな御意見を聞き、大学関係、短大関係ありますが、専門学校等の実情に関してお聞かせいただく必要もあるかなとも思います。どうぞ。

【市原委員】 私が専修学校代表で今やっています。

【福原座長】 御意見を頂いて、その学生の实態とかを御説明いただく時間をコーナーとして学校種ごとに設ける必要もあるかなとも思っております。ですから、委員としてお出いただいている方を通じて御紹介いただくということもあるでしょうし、そのほかに今、室橋さんがおっしゃったように、当事者の立場の人に直接の意見を聞くということもあろうかと思えます。

【事務局】 座長。1つ計画していることを御紹介しますが、この令和6年度で、令和2年

から大学1年生で4年間受け続けてきた学生が卒業いたします。

【福原座長】 今回、卒業しますね。

【事務局】 この4月に社会に出るわけですが、ずっと支援を受けてきた卒業生向けにアンケートをできないかと今、考えております。それで学業要件についての感触とかも聞ければ、ぜひ御紹介したいなと思っております。

【福原座長】 それは日程上大丈夫でしょうか。これからの1か月の間に？

【事務局】 もちろん、第2回か第3回には絶対間に合わせたいと思います。

【福原座長】 それと、冒頭で、全国で使用いただいている中には、この制度を実際に動かすために各学校等で御苦労いただいている現場の方々もいらっしゃると思うのです。実務的に。そういった方々の御努力、GPAを見たり、学生指導をしたり、あるいはこの制度を運用するためにいろいろな御努力を頂いている方々がいらっしゃると思うのです。そのような方々に、そのグループに、まず御礼申し上げなければならないのですが、そういった現場の声から何かこの制度を運用するにあたって、御意見等もあればいいかなと思っておりますので、その方々は何かこの回に出てきてじゃなくしても、お寄せいただくことは可能ですかね。

【事務局】 分かりました。前回の例を御紹介しますと、団体の関係者の方にはお越しいただいてヒアリングという形もいたしましたし、書面による意見の御提出も頂きましたので、どのようなやり方が適切か、座長とも御相談させていただきます。

【福原座長】 なるほどね。お越しいただいて肉声をお聞かせいただくこともあるかもしれませんが、日程的に難しい場合には書面でその団体の御意見を頂くこともしてみたいと思っております。

どうでしょうか。皆さん、これからの進め方も踏まえまして、何か御提言、御意見等ございますか。

【吉岡委員】 先ほどの指標問題みたいなものが、具体的に最終的な結論を出していくときには結構大きな問題になると思うのです。今のところの話だと、先ほどの仁科委員のお話を含めても、一応大きな枠としては、国の税金を使って、国民のお金を使って、大学等に進学している以上、ちゃんと勉強しなさいというのが一番で、それから、勉強したからにはある程度身につけるような勉強をしなさいということが基本ですよ。そのように考えると、ここにある、例えば、「警告」の部分の3つの指標は、それなりに意味があると思うのです。例えば、出席率8割以下って、自分の学生時代を見ると非常に高いと思います

が、ほとんどこれに引っかかるのがないということは、今の学生は皆ちゃんと出席しているというのが非常によく分かると思います。これが実際にどのように機能しているのかというのをもう少し見えるようにするといいかないと。例えば、修得単位数6割以下って、単位を取るのとは学生だとそんなに難しいことではない。さっき「楽単」の話が出ましたけれども、取りやすい単位というのがあるし、いい成績をつけてくるのを取るといって、学生はそういった合理的行動をとるので、そのようなことだと思うのです。そういった行動をある意味では取るのが当然の前提にした上で、どれが実質的に学生たちの成果が出るか。それも本人の責に帰せられないものがどうしても入ってくるような側面があると思いますけれども、本人が努力すればそこそこそれが反映できるような指標というのをどうするか。それが、もう一つ加えるかどうかということと、それが例えば、6割以下じゃなくて7割にしたらいいのか、4分の1じゃなくて5分の1がいいのかといった、その辺の数字の問題だけじゃなくて、その基本のところは踏まえて議論しないと、何となく最終的に4.5がいいのかとかですね、その辺のダンピングみたいな議論になりかねないと思うのです。実際どのような感じで機能するかということと、学生がどのようにこういった指標を受け取ってどういった行動を取るのかということのある程度、きれいに出るとは思いませんけれども、分かるようなことができるかといいなと思います。

【福原座長】 ありがとうございます。この制度が稼働してから初の卒業生も出るということで、その生の声を聞くということ踏まえて、それとて数年前に設定したことで、その間、コロナ禍があったにせよ、各学校においてはこういった成績基準とか、いろいろなものについては厳格化し教育の質を保証し向上させるとともに厳格化してきている現実もごございます。この機会に、それを実質的にどのような意味を持っているのかということをもう一回確認するという意味で、それぞれ要件を設定するのは手続き的に明確にしておかなければならないことなのですけれども、それがどのような趣旨の下で置かれていて、その趣旨を実現するためには果たしてこの要件だけでいいのだろうかというアプローチもあろうかと思えます。改めてここはこれまでの経緯を振り返って、このような趣旨で設定された要件であるということ次回、説明していただいて、そして、そのためにそれが本当に意味を持っているのかといった議論の進め方などもいいかなと思いましたので、そのようなこともお願いします。

両角先生、何か。いろいろな場面で成績評価とかに関しても御助言を頂いておるのですが、何か要件の検討にあたっての視点とか、このようなところのこういった意見を

注意したほうがいいのではないかとか、このような調査が必要じゃないかとか、ございましたら、御示唆いただければと思います。

【両角委員】 さきほどから、いろいろな先生方から御意見が出ているように、支援を受けている学生さん、あるいはそれぞれの機関の意見をきちんと聞いて判断して考えたいなということを改めて思いました。

また、今あるデータの分析、例えば、資料5の2ページ目のところで、先ほど四大が「廃止」「警告」が多いとか、いろいろな傾向があったかと思えます。既にあるデータをもう少し分析することは可能なのかということも感じました。たとえば、分野の特性など。GPAもなかなか曖昧な指標だと私は思いますけれども、GPAと分野の関係性も大きいのかとか。また大学側とか、学校側からしても、困難な状況の中で支援を受けて入学したのであれば、そういう子たちを何とか修了させてあげたいと思って支援しているのではないかと思うのです。機関によって学習支援、生活支援が、手厚いところと普通のところとあるかなという気がしていて、そのような機関ごとの違いみたいなことがどう出ているのかということも気になりました。大学とか団体の代表の方の意見ももちろんですが、できるだけ多様な機関の声を聞けたらいいなと思いました。

あと、資料という面では、今日御紹介いただいたJASSOの令和5年度に支給終了予定者アンケートというのも、もし自由記述とかで参考になりそうなものがあつたら、そういったものも共有していただくと、参考になるのかなと思いながら聞いていました。

さきほどの成績評価ということについて言えば、厳格化せよと言われてはいますが、大学によってそこもまだばらつきあるのではないかと思いますので、そのような状況も含めて、全国学生調査などでも成績評価のバランスみたいなのが大学とか、分野によってどうなっているのかといったことなども、資料としては見ながら、学校を一緒に検討してもいいのかなと思いました。

以上です。

【福原座長】 どうもありがとうございました。大変貴重な御意見として承りたいと存じます。

【吉岡委員】 繰り返しての発言ですみません。今の両角委員の話を受け、思ったことなのですが、先ほど言いましたように、今のこの指標の立て方、要するに、ちゃんと指示されている以上、頑張りなさいという側面が非常に強いと思うのです。それはそれで一番重要だと思うのですが、ここでの議論を、要するに提言にするなりしていくときにかなり

重要なのは、今日の議論の前半のところではいろいろな問題が、つまり、周辺にある問題がいろいろ指摘されているわけで、今の両角委員の話だったら、入ってきた学生を大学がどのように育てるのかということに刺激するとか、それから、実際にある社会的な格差、先ほどどなたかがおっしゃっていたように、高校時代までに、低所得者層だと、そもそも学業に向かうインセンティブも少ないし、実際に成績も上がらないような格差の問題にどのような形でかつなげるような、そういった提言にしないと、こういった指標を立てて、学生に頑張らなさいという、それだけがメッセージにならないようにするというのは結構重要かなと、今、両角委員のお話を聞いていて思いました。

【福原座長】 先ほど両角委員からお話がありました、JASSOの資料とか、差し支えない範囲でまた御相談いただいて、よろしいでしょうか。検討し議論をしていただくということで、ありがとうございます。

仁科委員、どうぞ。

【仁科委員】 さっきからこの制度で入ってきた人をフォローアップ、なるべく頑張らなさいということに大学でどのような支援ができるのかという話が出ているのですけれども、それはほかの普通に入ってきた学生とのバランスからいって、大学側で言っていることなのですか。

【両角委員】 その学生に、というのではなくて、学生全体に対する学生支援の充実度が大学によってかなり違うのではないかとことです。この学生だけを支援、というのはおかしいとは思いますが、ほかの学生も含めての支援、ということですね。

【仁科委員】 もちろん、それはほかの学生を含めて同じようにやらないといけないうので。さっき、割とこの制度が入って来て、という感じの議論だったので、それは違うかなと思っていて。

【福原座長】 学生は大変多様化しておりますので、入学後、この制度の適用を受けたアフターケアの在り方とか、進路指導や支援の在り方、トータルに考えていかなければいけない点はたくさんあるにしても、まず、この制度は、冒頭申し上げたように、いろいろなほかの制度をも先導して、この国の制度にいろいろな自治体や、いろいろな企業、いろいろなところがまた支援してくれていますので、まずこの制度をしっかりと要件を設定して、先ほど吉岡先生がおまとめいただいたように、これは少なくともこれだけは勉強なさいよとか、あるいは将来に向けてこのようなことをしてほしいですよ、といった要件設定が一般の学生にとっても、この支援を受けていない学生にとってもいい意味で影響を

及ぼして行ってほしいなという思いはあります。

ありがとうございました。先ほど審議官からもいろいろ頂いたのですけれども、何か文科省の御出席の皆様方から、委員の先生方へのお願いというか、御協力お願いとか何かありましたら。よろしいですか。

それでは、お約束いただいた時間が間もなく参りますので、本日御議論いただくのはここまでという形にさせていただきたいと思えます。これを踏まえまして、次回以降について進め方等、事務局と座長に御一任いただけますでしょうか。今日出てまいりました意見を踏まえて、また必要に応じて学校種ごとに出てきていただいている委員の方々にお尋ねすることもございますので、あるいはヒアリングでおいでいただく方に関して御協力要請や御相談もさせていただくこともあるかと思えますが、その際はどうぞよろしく、御対応方、御協力お願いいたしたいと思っております。

そのようなことで、今日は活発な御議論、初回ですから多様な角度から御意見を頂けたのではないかと考えております。活発な御議論、ありがとうございました。

では、今後のスケジュールにつきまして、事務局から御説明を得たいと思えます。よろしくお願ひします。

【事務局】 日程調整を皆様とさせていただきました。次回は、日付だけは決定いたしまして、4月22日の月曜日に開催する予定でございます。詳細については追って御連絡差し上げます。

本日の会議内容につきましては、議事録を作成いたしまして、後日皆様に内容を御確認いただいてから公表したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【福原座長】 ありがとうございました。それでは、本日は御参加いただいて、活発な御議論を頂いたこと、感謝申し上げます。本日の第1回の会議は以上とさせていただきます。また次回に向けて、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

— 了 —